

調査の概要

1 調査の目的

「全国家計構造調査」は、家計における消費、所得、資産及び負債の実態を総合的に把握し、世帯の所得分布及び消費の水準、構造等を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする調査である。

この調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく「基幹統計調査」で、国が実施する統計調査のうち特に重要な調査となっている。

昭和 34 年（1959 年）以来 5 年ごとに実施してきた「全国消費実態調査」を全面的に見直して実施したものであり、今回は通算で 13 回目の調査である。

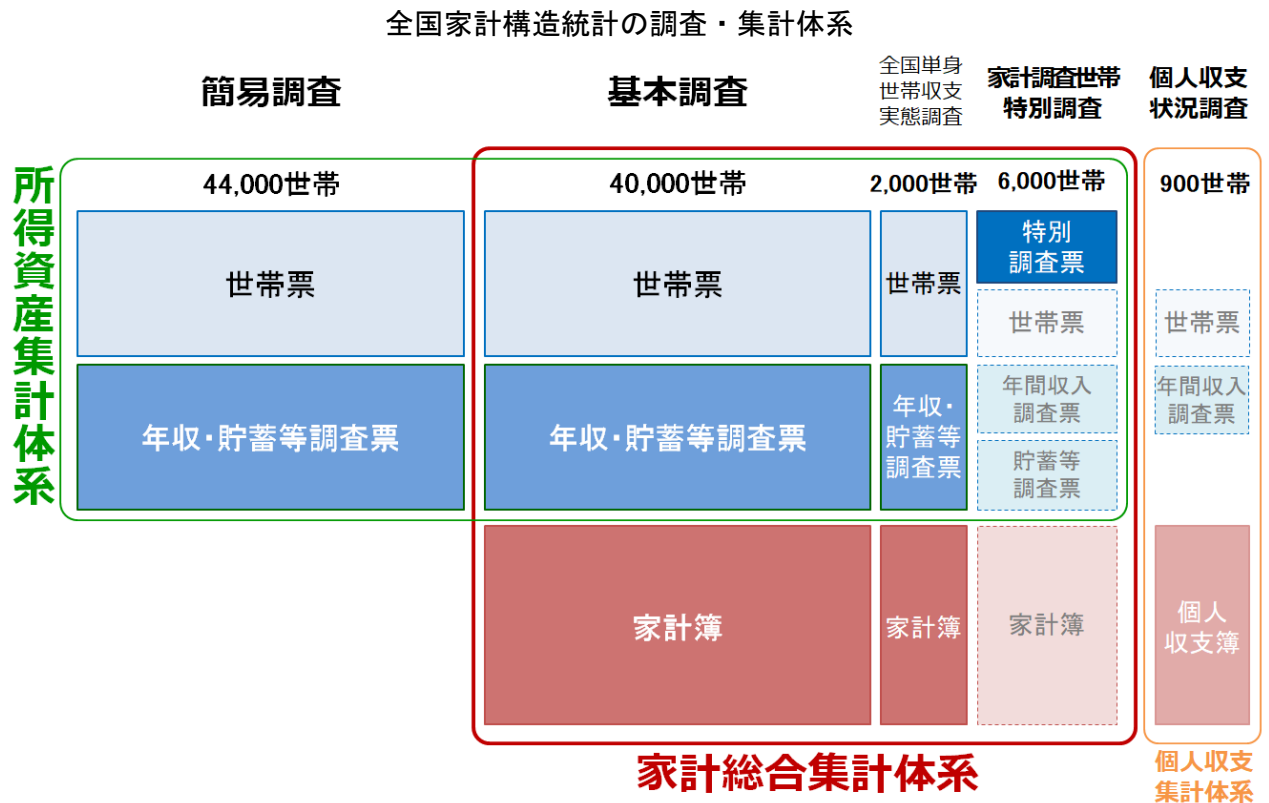
2 調査の法的根拠

- ・ 統計法（平成 19 年法律第 53 号）
- ・ 統計法施行令（平成 20 年政令第 334 号）
- ・ 全国家計構造調査規則（昭和 59 年総理府令第 23 号）

3 調査の体系

調査は、基本調査、簡易調査、家計調査世帯特別調査及び個人収支状況調査の四つの調査からなる（このほか、一般統計調査の「全国単身世帯収支実態調査」も活用した上で集計し、「全国家計構造統計」の結果としている。）。

各調査で用いた調査票の種類、調査対象数（概数）、集計体系については、下図のとおりである。



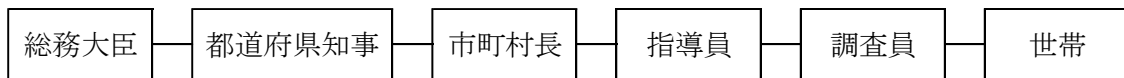
4 調査事項及び調査期日

調査票の種類	調査事項	調査期日
家計簿（10 月分）	収入及び支出	10 月 1 か月間
家計簿（11 月分）	収入、支出、購入地域及び購入先	11 月 1 か月間
世帯票	世帯、世帯員、住宅・土地等	10 月
年収・貯蓄等調査票	年間収入、貯蓄現在高及び借入金残高に関する事項	前年 11 月～調査年当年 10 月の 1 年間 (貯蓄、借入金の残高については 10 月末現在)
個人収支簿	世帯員個人の収入及び支出	10 月又は 11 月 (調査対象によりいずれか 1 か月間)

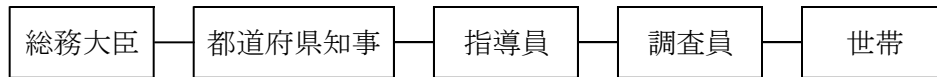
注 家計調査世帯特別調査については、家計調査の調査票（世帯票、年間収入調査票、貯蓄等調査票及び家計簿）に加え、家計調査では調査していない項目について、「特別調査票」により補完して集計に利用されている。

5 調査系統

- ・市町村調査（基本調査、簡易調査）



- ・都道府県調査（家計調査世帯特別調査、個人収支状況調査）



6 調査対象

- ・市町村調査

		調査地域	調査世帯数		
			基本調査	簡易調査	計
総世帯	全国	2019 年 1 月 1	約 40,000	約 44,000	約 84,000
	富山県	日現在の全国	564	660	1,224
うち二人以上の世帯	全国	のすべての市 (793 市) と 抽出した 215 町村	約 33,300	約 36,400	約 70,000
	富山県		470	550	1,020
うち単身世帯	全国		約 6,700	約 7,300	約 14,000
	富山県		94	110	204

- ・都道府県調査

		調査地域	調査世帯数
個人収支状況調査	全国	家計調査を 実施している 168 市町村	約 900
	富山県		14
家計調査世帯特別調査	全国		約 6,000
	富山県		96

7 調査方法

調査員が調査対象世帯に調査票を配布した。調査票の提出は、次のいずれかの方法から世帯が選択した（「都道府県調査」はイのみ）。

- ア インターネット回答
- イ 調査員に提出
- ウ 郵送により提出（「簡易調査」でのみ選択可能）

なお、「都道府県調査」については、家計調査と一体的に実施した。